

平成20年 4 月臨時会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成20年 4 月23日 開会

平成20年 4 月23日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成 2 0 年 4 月横芝光町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (4 月 2 3 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期決定の件.....	3
諸般の報告.....	3
町長あいさつ.....	4
議案第 1 号～議案第 3 号の上程、説明.....	6
議案第 1 号の質疑、討論、採決.....	11
議案第 2 号の質疑、討論、採決.....	12
議案第 3 号の質疑、討論、採決.....	13
閉会の宣告.....	13
署名議員.....	15

平成20年4月横芝光町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成20年4月23日(水曜日)午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号ないし議案第3号について(町長提案理由説明)
- 日程第 5 議案第1号審議(質疑・討論・採決)
専決処分の承認を求めることについて(横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第 6 議案第2号審議(質疑・討論・採決)
専決処分の承認を求めることについて(平成19年度横芝光町老人保健特別会計補正予算(第2号))
- 日程第 7 議案第3号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	杉	森	幹	男	君	2番	森	川		忠	君	
3番	實	川		隆	君	4番	川	島		仁	君	
5番	齊	藤		隆	君	6番	若	梅	喜	作	君	
7番	川	島	富	士	子	君	8番	鈴	木	克	征	君
9番	野	村	和	好	君	10番	山	崎	貞	一	君	
11番	伊	藤	囿	樹	君	12番	嘉	瀬	清	之	君	
13番	川	島		透	君	14番	鈴	木	唯	夫	君	

15番 八角健一君 16番 川島勝美君
18番 越川洋一君

欠席議員（1名）

17番 越川輝男君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	理事	布施勇君
総務課長	小堀正博君	企画財政課長	高蝶文徳君
環境防災課長	伊藤賢二君	税務課長	並木俊郎君
住民課長	海保清一郎君	都市建設課長	瀬理和夫君
福祉課長	山本照男君	健康管理課長	実川薫君
食肉センター長	土屋文雄君	東陽病院事務長	田鍋悦央君
会計管理者	清宮貴美子君	教育課長	林英次君
社会文化課長	高埜広和君		

職務のため出席した者の職氏名

局長 實川裕宣 書記 須合京子

開会の宣告

議長（八角健一君） 改めましてこんにちは。

これより平成20年4月横芝光町議会臨時会を開会いたします。

（午後 1時30分）

開議の宣告

議長（八角健一君） 本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

会議録署名議員の指名

議長（八角健一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

6番 若 梅 喜 作 君

12番 嘉 瀬 清 之 君

を指名します。

会期決定の件

議長（八角健一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

諸般の報告

議長（八角健一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告いたします。

次に、議員越川輝男君から本日の会議を欠席する旨の届出があり、これを受理したのご報告いたします。

町長あいさつ

議長（八角健一君） 本臨時会は、平成20年度最初の議会であります。

ここで町長にごあいさつをお願いします。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 皆さん、こんにちは。

それでは、冒頭のごあいさつをさせていただきます。

若草もえるすがすがしい季節を迎え、本日ここに、平成20年4月横芝光町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位には時節ご多忙の折にもかかわらず、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

また、平素より町行政の推進に格別なるご高配とご協力を賜り、厚く感謝申し上げる次第であります。

我が横芝光町も合併してはや2年が経過いたしました。議員の皆様方を初め、多くの町民の方々のご協力によりまして、各種事業もほぼ順調に推移しているところであります。

私も初代町長として就任して以来「未来をつくる住民の視点で」を信条とし、近隣自治体に先駆けた幾つかの施策を実施させていただきましたが、3年目を迎える年となり、新たな気持ちを持って町政運営にあたる決意でございますので、引き続きご支援ご協力のほどよろしく願いを申し上げます。

さて、皆様方もすでにご承知のように、この4月1日から75歳以上の方並びに一定の障害のある65歳以上の方を対象に、新たな医療制度として後期高齢者医療制度がスタートいたしました。この制度は、これまで長年にわたり社会に貢献されてこられた高齢者の方々の医療を国民みんなで支える仕組みとして創設された制度でございますが、事前の周知が十分でなかったことなどから、現在運営主体である各県の広域連合には連日問い合わせが殺到しているとのことでございます。当町におきましても、年金からの第1回目の徴収が始まった4月15日以降は、担当課の窓口や電話での問い合わせが多く寄せられておりますので、今後町広報紙などを活用し、できるだけわかりやすく制度の内容について町民の皆さんへ周知してまいりたいと考えております。

新年度を迎え、依然として厳しい社会情勢ではございますが、本年3月に策定いたしました、横芝光町総合計画を町政運営の基本として、町の将来像である栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生する町の実現に向け、なお一層の努力をしてみたいと思いますので、議員各位におかれましてはさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、臨時会開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、説明員である各課長等に異動がありましたので、紹介をお願いします。紹介は自己紹介をお願いをいたします。布施理事から順にお願いをいたします。

理事（布施 勇君） 去る4月1日付の人事異動で理事を拝命いたしました、布施勇でございます。引き続きよろしく願いいたします。

総務課長（小堀正博君） 同じく4月の人事で教育課のほうから総務課のほうでお世話になることになりました小堀と申します。ひとつよろしく願い申し上げます。

それから同じく今回の人事で企画財政課長から産業振興課長に異動されました林新一課長ですが、本日は家庭の事情によりまして休暇をいただいておりますので、会議のほうは欠席をさせていただいておりますのでひとつよろしく願い申し上げます。

企画財政課長（高蝶文徳君） 住民課から企画財政課のほうへまいりました高蝶です。よろしく願いします。

税務課長（並木俊郎君） 税務課の並木と申します。よろしく願いいたします。

都市建設課長（瀬理和夫君） 昨年の4月からお世話になっております、都市建設課の瀬理と申します。よろしく願いいたします。

環境防災課長（伊藤賢二君） この4月1日の人事異動によりまして、文化スポーツ振興財団から環境防災課長になりました伊藤でございます。よろしく願いします。

教育課長（林 英次君） どうもご苦労さまでございます。4月1日の異動で総務課から教育課のほうにまいりました林でございます。どうぞよろしく願いいたします。

また、海保教育長でございますが、本日、県の教育会館のほうで県町村教育長協議会総会がございまして、出席できないが皆様方にはくれぐれもよろしく伝えてほしいということでございましたので、お伝えさせていただきます。よろしく願いをいたします。

社会文化課長（高埜広和君） 産業振興課長から今回の異動で社会文化課長ということで就任いたしました高埜でございます。どうぞよろしく願いいたします。

住民課長（海保清一郎君） 出納室から住民課にまいりました海保と申します。よろしくお

願います。

福祉課長（山本照男君） 引き続き福祉課を担当させていただきます山本です。よろしくお願いいたします。

健康管理課長（実川 薫君） 健康管理課の実川でございます。よろしくお願いいたします。

食肉センター所長（土屋文雄君） 食肉センターの土屋文雄でございます。よろしくお願いいたします。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） 東陽病院事務長の田鍋悦央でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会計管理者（清宮貴美子君） 4月より会計管理者として出納室に勤務することとなりました清宮でございます。よろしくお願いいたします。

議長（八角健一君） ありがとうございます。

議案第1号～議案第3号の上程、説明

議長（八角健一君） 日程第4、議案第1号ないし議案第3号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、これより提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号の専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は健康保険法等の一部を改正する法律が本年4月1日から一部施行されることに伴い、国民健康保険税を老齢年金等から特別徴収することについて横芝光町国民健康保険税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めべく提案をさせていただいたものでございます。

議案第2号の専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は老人医療費の伸びにより、不足を来した医療給付費及び医療費支給費にかかわる補正予算について、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めべく提案したものでございます。

議案第3号の横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてござ

いますが、本案は戸籍法の一部を改正する法律が本年5月1日に施行され、個人情報保護の観点から戸籍の公開制度を見直し、戸籍の謄・抄本等の交付請求をすることができる場合が制限されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する制令についても所要の改正が行われることから、横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正するべく提案したものでございます。

以上、このたび提出いたしました案件についてその概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を加えさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、税務課長、並木俊郎君。

〔税務課長 並木俊郎君登壇〕

税務課長（並木俊郎君） それでは、議案第1号の横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして補足説明させていただきます。

主な改正点でございますが、老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対しまして、国民健康保険税を年金から年6回特別徴収することができる規定を設けるものでございます。

特別徴収の対象者につきましては、次の3項目すべてに該当する方が特別徴収の対象となります。それは議案書にはありませんので、口頭で説明させていただきます。

まず、1点目が世帯主が年金受給者で国保加入者であること。

2点目が、世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である。

3点目が、年金受給額が年額18万円以上であり、かつ国保税と介護保険料を合わせまして年金の2分の1を超えないこと。

以上3項目に該当する方でございます。

それではお手元の新旧対照表で説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

1番上の第9条の追加でございますが、今までは普通徴収だけでしたが今回特別徴収が加わりますので、徴収の方法を規定するものでございます。

次の第10条の納期につきましては、現在の納期を普通徴収の納期とするものでございます。

次のページの第11条でございますが、これにつきましては引用している条文が繰り下がっ

たことによる改正でございます。

次の第12条、特別徴収の追加ですが、第1項は年度当初において65歳以上の年金受給者である世帯主に対して、特別徴収の方法で徴収することを規定するものでございます。

なお、徴収時期につきましては、本徴収が10月、12月、2月、仮徴収が4月、6月、8月となっております。

第2項につきましては、4月2日から8月1日までの間に65歳に到達する年金受給者に対しましても、特別徴収の方法によりまして徴収することができることを規定するものでございます。

次のページの第13条、特別徴収義務者の指定等の追加ですが、特別徴収にかかわる特別徴収義務者を老齢年金給付の支払者と定めるものでございます。

次の第14条の追加ですが、特別徴収税額の納入の義務等の追加でございますが、特別徴収税額の納入の時期を、徴収した月の翌月の10日までと定めるものでございます。

次の第15条、被保険者資格喪失等の場合の通知等の追加でございますが、年金保険者が町長から資格喪失等の通知を受けた場合、通知を受けた日以降、年金から徴収する義務を負わないことを規定するものでございます。

次の第16条、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収の追加でございますが、これについては21年度からの適用となります。

次のページ、第1項は既に特別徴収されていた方の仮徴収をする場合、前年度2月の特別徴収の保険税額とすることを規定するものでございます。

4ページの第2項、仮徴収をしている方に特別な事情がある場合は、町長が定める額を徴収できることを規定するものでございます。

次の17条、新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収の追加ですが、この第17条の規定につきましても平成21年度以降の適用となります。

新たに特別徴収対象被保険者となった方に対して、保険税額の見込み額を特別徴収の方法で徴収することを定めるものでございます。

第1号で前年、平成20年の4月2日から10月1日までの間に年金受給者となった方は、4月、6月、8月の3回の仮徴収、第2号で平成20年の10月2日から12月1日までの間に年金受給者となった方は、6月、8月の2回の仮徴収、第3号で前年、平成20年12月2日から2月1日までの間に年金受給者となった方は、8月1回の仮徴収ができることを規定するものでございます。

次の5ページの下第18条、普通徴収税額への繰り入れの追加ですが、第1項は特別徴収対象者が年金給付を受けなくなった場合は、徴収できなかった国保税を普通徴収により徴収する規定でございます。

第2項につきましては、特別徴収対象者から納入された国保税が本来徴収すべき金額を超えていた場合、還付される税額を他の税金等の未納に充当できる規定を定めるものでございます。

次の7ページから13ページまでの附則の第5から19の改正につきましては、引用条文の第11条が第19条となったために改めるものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

〔税務課長 並木俊郎君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第2号について、住民課長、海保清一郎君。

〔住民課長 海保清一郎君登壇〕

住民課長（海保清一郎君） それでは議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成19年度横芝光町老人保健特別会計補正予算書（第2号）をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページでございますけれども、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ645万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億8,046万5,000円とするものでございます。

次に4ページ、最後、歳入ですけれども1款1項1目医療費交付金に645万6,000円を追加し、10億3,084万9,000円とするものでございます。

次に、歳出ですけれども、2款1項1目医療給付費に618万円を追加し、19億9,318万円とするものでございます。これは平成19年度の3月から11月までの実績をもとに、月200万円、12月から2月までの3カ月分で600万円の余裕を見まして、3月の議会で補正予算措置、これは減額させていただいたものでございますけれども、12月それから2月分の支払の金額が予想以上に伸びまして、この4月に支払いをいたします2月分の診療費保険者負担金に不足が生じてしまったものでございます。

次に、2款1項2目医療費支給費、ここに276万円を追加し、727万6,000円とするものでございます。これも前目と同様でございますけれども、実績をもとに月10万4,000円の余裕

をみて3月補正予算措置をさせていただいたものでございますけれども、こちら2月分の療養費が予想以上に伸びまして、4月に支払いをいたします2月分療養費保険者負担金に不足を生じてしまったものでございます。

以上の事情でございますので、ご理解をいただきましてご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 海保清一郎君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、議案第3号について、企画財政課長、高蝶文徳君。

〔企画財政課長 高蝶文徳君登壇〕

企画財政課長（高蝶文徳君） それでは、議案第3号の横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。資料は議案つづり17ページ以降と議案第1号、第3号関係資料の新旧対照表14ページ以降でご説明を申し上げます。

本案は横芝光町使用料及び手数料条例別表第2の中で、手数料を徴収する事項に戸籍法を参照している部分があり、戸籍法の改正に伴い参照条項が変更及び追加されたことにより、使用料及び手数料条例の一部改正が必要となったため所要の改正を行おうとするものであります。

今回の戸籍法の改正につきましては、個人情報保護の機運の高まり等により、戸籍関係書類の請求の要件と証明発行の際に本人確認が法定化されたことなどが主なものとなっており、条文の追加やこれに伴う条番号の変更が行われました。

それでは新旧対照表の14ページをごらんいただきたいと思います。左側が現行、右側が改正案となっております。

使用料及び手数料条例の別表第2は、手数料を調整する事項として29項目を上げているところですが、今回の戸籍法の改正に関連する部分は、1から5までにかかわる部分であります。

まず、1については、戸籍の謄本・抄本の請求について。

また、2につきましては、戸籍の記載事項証明について。

3は、除かれた戸籍、いわゆる除籍の謄本・抄本の請求について。

4は、除籍の記載事項証明について。

5は、戸籍関係書類の届出もしくは申請の受理証明について、申請者から手数料を徴することを規定している部分であります。

1から5までの欄のそれぞれアンダーラインの部分を戸籍法の改正にあわせまして、現行

から改正案のとおり変更しようとするものであります。請求要件が従来より細分化して規定されたことにより、参照先の条文もそれぞれ増えてくるというもので、内容といたしましては特に変更となったものではありません。

次に、議案つづりの20ページをごらんいただきたいと思います。一番後ろのページでございます。

一番下であります、附則といたしまして、この条例は戸籍法の施行期日にあわせて平成20年5月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第3号の説明といたします。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（八角健一君） 以上で提案理由説明を終わります。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） これより議案審議を行います。

日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） この1号議案の専決処分を求める件なんですけれども、この条例改正について緊急に行う必要があったためこのような専決処分をされたということでありまして、昨年度末までの間に後期高齢者などに関する医療制度の改革についての話がたくさんありましたけれども、このような条例改正というのは聞いた覚えがありませんで、急にこれが決まったものなのかどうか教えていただきたいと思います。法律が決まったことなのか教えていただきたいと思います。

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） この規定につきましては、事前に入手しておったわけでございますが、これも含めまして改正する部分があったわけなんですけれども、それが今回の国会で通りませんでしたので、この部分だけになりましたので専決させていただいた次第でございます。よろしく願いいたします。

議長（八角健一君） ほかにございませんか。若梅喜作君。

6番（若梅喜作君） このような制度ができたということで、実際当町では何人くらいの対象者がおられるのかを聞きたいと思います。

議長（八角健一君） 並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） 手元の資料、去年の8月現在で該当する方を選んだ数字でございますが、912世帯でございます。

議長（八角健一君） よろしゅうございますか。ほかにございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第6、議案第2号 専決処分承認を求めることについて（平成19年度横芝光町老人保健特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第7、議案第3号 横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（八角健一君） 以上で、本臨時会に付議された案件のすべてを議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成20年4月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時03分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 八角 健一

議員 若梅 喜作

議員 嘉瀬 清之